

食品安全委員会（第 8 4 4 回会合）議事概要

日 時：令和 4 年 1 月 1 8 日（火） 1 4：0 0～1 5：0 2
場 所：食品安全委員会大会議室
出 席 者：山本委員長外 6 名
動画配信：一般 3 名、報道 1 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・遺伝子組換え食品等 1 品目
JPBL007 株を利用して生産された α -アミラーゼ

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（２）農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「グルホシネート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPAo007 株を利用して生産されたカルボキシペプチダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「JPAo008 株を利用して生産されたアミノペプチダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（４）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「*Corynebacterium glutamicum* KCCM80189 株により生産された L-イソロイシンを有効成分とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「トリフルミゾール」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「トリフルミゾールの許容一日摂取量(ADI)を0.015 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・動物用医薬品及び飼料添加物「ナイカルバジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「ナイカルバジンの許容一日摂取量(ADI)を0.2 mg/kg 体重/日(DNCとして)と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。